

税控除

住民税の「住宅借入金等特別税額控除」が変わります

所得税の住宅借入金等特別控除を受けている方で、所得税から控除しきれない金額がある方は、住民税の住宅借入金等特別税額控除の適用が受けられます。

- 住宅借入金等特別税額控除を初めて受ける方
- 確定申告が必要です。

◆対象

平成11年～平成18年までに入居

↓平成22年度から、年末調整や確定申告を行うことで町への申告は不要です。

平成21年～平成25年までに入居

↓初年度は必ず確定申告が必要です。入居2年目以降は年末調整や確定申告を行うことで町への申告は不要です。

平成19年～平成20年までに入居

↓所得税の控除期間を15年に延長する特例の選択制度のため、住民税の住宅借入金等特別税額控除の適用対象になりません。

◆手続き方法

平成21年分から新規で控除を受ける場合と、すでに控除を受けている場合には、手続き方法と必要書類が違います。

- ①所得税の課税総所得金額等の5%（上限9万7500円）
- ②所得税の課税総所得金額等の5%

◆控除額の計算方法

控除額は、次のいずれか小さい方の額です。

（年末残高証明書と税務署から送付される控除申告書）

■控除が2年目以降の方

↓年末調整される場合は確定申告は不要です。

■確定申告が必要です。

（年末残高証明書と税務署から送付される控除申告書）

事項証明書

※家屋とともに購入した敷地の控除を受ける場合は、敷地の登記

事項証明書、契約書の写しが必

要です。

（年次高証明書と税務署から送付される控除申告書）

◆対象

平成21年1月1日から12月31日までに行つた寄付で次の①～③のいずれかに該当し、寄付金合計額が5000円を超えた部分の寄付金が控除の対象となります。

ただし、総所得金額の30%が限度です。

①都道府県・市町村への寄付金、

②住所地の共同募金会や日本赤十字社への寄付金、③住所地の都道府県・市町村が条例指定した団体への寄附金。

④町内の指定された団体

幕別真幸協会、幕別町社会福祉協議会。

⑤問い合わせ先 税務課住民税係

（☎【幕】54-6604）

税控除

寄付金控除について

◆対象となる寄付金

平成21年1月1日から12月31日までに行つた寄付で次の①～③のいずれかに該当し、寄付金合計額が5000円を超えた部分の寄付金が控除の対象となります。

ただし、総所得金額の30%が限度です。

①都道府県・市町村への寄付金、

②住所地の共同募金会や日本赤十字社への寄付金、③住所地の都道府県・市町村が条例指定した団体への寄附金。

④町内の指定された団体

幕別真幸協会、幕別町社会福祉協議会。

⑤問い合わせ先 税務課住民税係

（☎【幕】54-6604）

e-Taxを始めよう！ 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から!!



国税庁HPから電子申告

自宅から国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して、e-Taxに送信することができます。

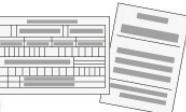


添付書類を提出省略

所得税の確定申告をe-Taxで行う場合、医療費の領収書や源泉徴収票等は、その記載内容を入力して送信することにより、提出又は提示を省略することができます。

※確定申告期限から3年間、書類の提出又は提示を求めることができます。

詳しくは



国税庁ホームページで www.nta.go.jp

確定申告



◆問い合わせ先 帯広税務署(電話0155-24-2161)